

議案第 66 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例  
の一部改正について

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表市川市障害者地域生活支援センターの項 1 中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同項 2 中「第 5 条第 20 項」を「第 5 条第 22 項」に改め、同項 3 中「第 5 条第 21 項」を「第 5 条第 23 項」に改め、同項 4 中「第 5 条第 17 項、第 20 項及び第 21 項」を「第 5 条第 19 項、第 22 項及び第 23 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。